

OCNペイオン利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

第1条～第3条(略)

第1条～第3条(略)

第 4 条 定 義

1. 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

< 用語 >	< 意味 >
OCN ペイオン ～情報提供者	(略)
契約者	(略) なお、IP通信網サービス契約約款(OCN)別冊(オープンコンピュータ通信網サービス)に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス契約者(タイプ8のコース2のプラン2及びプラン3に係るものに限り)は、情報提供者が株式会社ノートンライフロック、マカフィー株式会社、 <a href="#">BBソフトサービス株式会社</a> およびFFRIセキュリティ株式会社の有料情報サービスは利用できません。
有料情報サービス ～購入者識別符号	(略)
請求事業者	本サービスの情報料に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注)本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 <a href="#">エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</a> とします
特定請求事業者	(略)

第 5 条 ～ 第 26 条 (略)

第 4 条 定 義

1. 本規約において、以下の用語は以下のことを意味します。

< 用語 >	< 意味 >
OCN ペイオン ～情報提供者	(略)
契約者	(略) なお、IP通信網サービス契約約款(OCN)別冊(オープンコンピュータ通信網サービス)に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス契約者(タイプ8のコース2のプラン2及びプラン3に係るものに限り)は、情報提供者が株式会社ノートンライフロック、マカフィー株式会社、 <a href="#">BBSS株式会社</a> およびFFRIセキュリティ株式会社の有料情報サービスは利用できません。
有料情報サービス ～購入者識別符号	(略)
請求事業者	本サービスの情報料に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注)本欄に規定する当社が別に定める事業者は、 <a href="#">NTTドコモビジネス株式会社</a> とします
特定請求事業者	(略)

第 5 条 ～ 第 26 条 (略)

附 則（令和7年6月11日 光事推 000600000715-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。